

参議院建設委員会會議錄 第十四号

昭和四十七年五月十八日(木曜日)
午前十時二十八分開会

委員の異動
五月十七日

辭任

沢田 実君

補欠選任

中尾 辰義君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

小林 武君

中津井 真君

丸茂 重貞君

山内 一郎君

西ヶ久保重光君

委員

熊谷太三郎君

小山邦太郎君

古賀雷四郎君

中村 楨二君

田中 一君

中尾 辰義君

村尾 重雄君

春日 正一君

西村 英一君

田中 芳秋君

大津留 温君

吉兼 三郎君

川崎 精一君

川田 陽吉君

事務局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

常任委員会専門員
中島 博君

説明員

大蔵省主計局主計官

藤井 直樹君

自治省財政局交

潮田 康夫君

付税課長

本日の会議に付した案件

○河川法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特定多目的ダム法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○下水道事業センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林武君)ただいまから建設委員会を開会いたします。

河川法の一部を改正する法律案、特定多目的ダム法の一部を改正する法律案(いずれも衆議院送付)の両案を便宜一括して議題といたします。

本案は去る十一日、趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中一君 河川法の一部改正を行なうて、示しているような方法で、いままでにならぬ受益者負担というものを採用しているわけなんです。おそれくこれにも、どの地点のどこが地元のこういう要請があり、かつまたそれが緊急なものであつて、どうしてもこれをしなければならぬんだという前提のもとに、この部分修正を、改正しようといふことだと思ふのですが、具体的に現在考えられているところの地点並びにその地点の地元の受益者並びに都道府県等の意見というもののあつては取りまとめられた結論というものの説明を願ひたいと思ひます。法案の問題よりも実態というものが

ら今回の改正というものの意図をくみ取ろうといふつもりでありますから、正直に出してくださいます。そしてなおかつ、それがことばだけでは十分でありまして、資料としてお示しを願ひたいと思ひます。文書でお示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 流況調整の河川事業といたしまして、今回河川法で改正をお願いをいたしておりますものの具体的な例は、利根川の広城導水事業でございます。これは緊急の事業といたしまして、野田導水事業と、それから恒久的な施設としての北千葉導水事業、この二つに分かれております。いずれもこれは利根川本川、それから江戸川、この二つの流況を調整することによりまして、治水事業はもちろんでございますが、新しい水資源をここで生み出して、これを利用するといふ、一種の水利用の広域化、合理化の事業でございます。野田導水事業につきましては、これは利根川下流部と江戸川を連絡するわけでござい

ますが、これによりまして、別途に中川と江戸川を結ぶ三郷放水路が現在建設されておりますが、これらの施設を、一連の管理をすることによりまして、利根川下流の冬季の余剰水と中川下流の夏季の還元水が主体となつて、新しく毎秒十一立方メートルの都市用水が生まれるということでございます。施設としましては現在利根運河がござい

ますが、これを整備することと、用水施設、排水施設、こういったものをこれに加えて実施するものでございます。これの受益いたしますところは東京都それから千葉県、こういったものがその受益の対象になつておるわけでござい

ます。それから、広域的な導水事業といたしまして北千葉導水事業、これは千葉県の印旛町から流山市に至ります間を連絡をいたしまして、これによつ

て河口せきあるいは霞ヶ浦、こういったところを開発された水もやはり広域的に東京都あるいは千葉県、こういったところの水需要に対処して供給をするというようなことを構想として考えておるわけでございまして、緊急事業と並行いたしまして、このほうは調査を実施いたしたいと考えておる次第でございます。

なお、御要求の資料につきましては別途参考資料を提出するようにいたしたいと思ひます。

○田中一君 当面考えられたものは利根水系に限られるということですが、他の水系については、一応本年度は調査しないけれども、事務局として、準備段階として考えられているところがあれば、それも説明してほしい。

○政府委員(川崎精一君) ただいま実施の予定のものを申し上げましたが、そのほかに中部の木曾川、それから庄内川、こういったところを結ぶ広城導水事業の調査を四十七年度からやりたいと思つております。なお、今後の予定でございますが、大阪の大和川、それから淀川、こういったところについて、少し検討を進めたい。それから、中国地方におきましては、岡山、吉井川、旭川、高梁川、こういった三川がござい

らしい数字になります。で、主として場所といたしましては、鹿島、霞ヶ浦周辺、それから鬼怒川

して、いまでもたくさん取るといったよう
な場合には、これは水道あるいは電気とい

「ごさいませんが、首都圏地域あるいは関東地域というふうなことでマクロ的な需要を把握してお

い限り、都市の自然増あるいは混乱というものは、これは避けられないわけなんです。もつときめ

こまかい配分計画がなくちやならぬと思う。利根

す。

水系であと幾つ残っているか。神戸ダムぐらゐが残っているんじゃないかな。あともう一つは沼田のダムが考えられておるようであります。これらの点もいつごろ具体化するか。その計画のつとめて、過密化する都市あるいは都市用水というものの増大にどうこたえていくか。これは各地域においても同じです。住宅公団の一千戸の住宅が、そのままが入らずに二年、三年と経てゐるなんという事は、これは建設大臣の責任なんです。水の配分を考えるのも建設大臣の守備範囲であります。こうしたアンバランスによつて国民に不安を与える。農業用水は還元すると言ふが、それはもう還元しますが、最近はんがい用の用水というものは還元されないと思う。したがつて、農業の変革、これに引き続くところの都市用水の充足というものは、根本的にこれを考へておかなければ、そうしたかたわな現象が生まれてまいりますから、その点について、ただ単に経済企画庁が、水の問題で、水プロパーでも考へるのではなくて、都市、やかましく言えば都市用水の問題を考へられて、そうした具体的な全体の都市問題の重要な一つとして考へなければならぬと思ふのであります。したがつて建設大臣、どのようにこれらの水の問題——ここにこで都市用水にもアロケーションがある、負担がかけられてくる。また一面、もう一つの法律に見るよう

に、多目的ダムの問題にいたしても、いろいろ問題があるから、一つ一つ同じです。問題がある。地元にもいろいろ紛争があると長引く。だから、先に金を借りて、そして仕事にまづ着手してしまふんだということが示されているのが、今度の多目的ダムの改正の要旨であります。これらも関連して、そうした水の供給、水の問題について、国民との利用の計画を立てられようとしているのか、あるいは立てようという意欲的なものを持っているのか、現在どうなっているのか、これは河川局長並びに建設大臣から伺いたいと思ひます。

○國務大臣(西村英一君) 非常に痛いところを言われたわけですね。非常にもう大事な痛いところを言われたという感じがします。いま、まあ田中先生が、たとえば東京都の二十三区は一体水をいま幾ら使つておつて、将来幾ら要るんだと、また首都圏については、いま幾ら使つておつて、幾ら要るんだと、その用途別のあれをせよと言われている。私は全然返事ができない。おそらく河川局長もできない。というのは、私は、この水関係については需要供給の関係であらうと思ふんです。そして建設省がやっておる河川局は供給面だけ、その供給面も非常に大ざつぱな公益的なことはやつておるけれども、水の利用の面のことそれぞれ分野に分かれております。たとえばこの生活用水であつたら厚生省、工業用水であつたら通産省、農業用水は農林省、こういつてそのほうの水を使ふ。需要の面が非常に私は建設省としては弱点になつておると思ふんです。私自身も聞くところ聞いてもなかなか納得ができない、ただ、供給だけは受けて持つておる。ダムをつくる、水路の造成をやる、こういう供給面だけを受け持つて、そして需要の面について、どうも建設行政は弱点が私にはあるように思ふんです。したがつて、それではいかぬ、各分野において工業用水は通産省でもいいし、まあ生活用水は厚生省でもいいけれども、ある程度この需要のこまかい面をつかまないと、しっかりと自信がないと、こう考へておるわけでございます。

それでは、部分部分につきましての地域的な研究はもう少し詳細に需要供給の関係、供給面ではなくて、需要の面のことを将来はやらなければならぬのじゃないかと、私はそう感じておるわけでございます。非常にこまかい、もつと突っ込んだ調査をしなければならぬと、田中さんが指摘されましたが、私もまさにそのとおりな感じがいたしました。建設省としてそういう方面に少し——少しは、建設省としてそういう方面に少し——少しは、大いに力を尽くさなければ、私自身が聞いてどうも納得ができる、直ちに答えられるというふうには、どうも思ひません。

なお、河川局長は、いま非常に勉強しておつて、私に言わないのかしれぬけれども、実際は私はどうも納得ができない。それから、あなたから質問受けても、たとえばどここの、大阪なら大阪でどれだけの水が要つて、どれだけの用水がやつておるのか、おそらく書いた数字のことは一応言えますけれども、びんと頭にこないんです。そういうような感じがしますから、現に私は河川局長にも言つて、東京都だけでも大ざつぱにはやつておるけれども、大ざつぱじゃいけません。それだからして、ある程度の調査費を出して、徹底的にひとつ調べる。その調べるのには、その水を補給する供給面じゃなくて、需要面が一体どういふうにあらねばならぬのか、なつていふのか、こういうことをひとつもう少しきつとめていかなければ私はそうかそうか、うまくできていふというふうには、一番痛いところを突かれたやうな感じがしておるわけでございますが、今後検討したいと、かように思つております。

○政府委員(川崎精一君) ただいま大臣のお話のとおりでございます。私もどうしてても在来の河川局の行政から見まして、需要面にかなり弱点があることは事実でございます。そういった点で、やはり水がどのように実際に使われておるか、どのように困つておるかという実態がわからずして、やはり適正な供給もあり得ないと、こういうことで、前々から大臣からも強く御指摘を受けておりますので、早急にそういった面について私どもなりにそういった努力は続けていきたいと考えております。

なお、ただいまの首都圏内の水の需要の想定でございますが、百三十四トン毎秒と申し上げましたが、その中に東京都の上水道が約三二・四、それから同じく東京都の工業用水が五・〇程度を予定いたしました。これはそれぞれ各府県なり市の要望はもう少し、約二割余り要望のほう

が上回つておるわけでございます。東京都でしたとすると、三六・五、それから工業用水では五・五、こういったものを経済企画庁のほうで調整をした結果、この百三十四トンという数字をまとめたということでございます。

なお、それだけ、これのさらに基礎になります各市等の単位での資料もあろうかと思ひますが、また必要であればのちほど提出するようにいたしたいと思ひます。

○田中一君 経済企画庁で行なつてゐる水のいろいろな資料というものは、数字というものは、これは地方公共団体から出るものもなつて考へられてゐるんでしよう。そうすると、これはばかな話なんです。かつての経済企画庁が国土総合開発というものの対しては一局を持つておるけれども、自分の力で調査をしようという考へ方はあつても実行ができないわけですね。日本の河川工学というものは治水だけの面であつておつたことは川崎君もそのような教育を受けて、今日局長になつておるんだと思ふ。しかし、これは水が余つてゐるんだという前提で、高度成長政策というものが生まれる以前の段階です。もう水は足りないんだということが言われているにもかかわらず、まだそのような形で追つかけて行政、追つかけて水源探しということになつてゐるわけでありまして、この前の河川法の全面改正のときに治水というこの河川法の考へ方を治水という面を含めた改正を行つたことは、これは勇氣があつて非常に私にはいいと思つて喜んだんです。一面、当時の農業政策の面から見て農林省はこの水はおれのものだ、おれのほうの既得権だ、ことに慣行水利権などというものは、まだ温存してゐるわけですね。温存というよりもこれはきまつてゐるわけですね。許可水利権と慣行水利権というものが二つあつて、そして慣行水利権はじいさん、曾じいさんの代から使つてゐる水だから、これはおれのものだという考へ方があるわけですね。今日の段階においては、もはやそれは許されないと、いつて、農民をもつと残酷に扱へというんじやありません。食

糧の確保のためには、農民は皆々と働いているのでありますから、これは当然のことでありまして、けれども、もう少し計画的な水の利用という面から見る供給、これは長期な展望からしなければ間に合わない。私はかつて河川法の全面改正のときに東知事をここに呼んで言ったんです。当時は神奈川県は水が余っている。相模湖の水がどんどん来ている。三十万トン分けてもらっている。分けてもらおうというよりも、黙って水を導水路からかつてに取っておいたという現実もあるわけなんです。しかし、一昨年でしたか、神奈川県は今年水が足りない。非常に苦しました。そのときには東京から何ら送ってやる水がないというようなことであつて、この関東、首都圏全部を考えた場合の将来への利用というものを、要求するものにこたえるための計画が立たなけりやならないんです。水は結局まだ一〇〇程度しか完全に日本、わが国の領土が持っている水を有効に使っておらぬという現状から見ても、もう各市町村、都道府県が要求するものをそのまゝうのみにして、そしてこれはたぶん多いであらう、一割五分ちよん切つて何とかしようというふうな、そうした非科学的な方法で水の需要というものを勘案されるということも間違ひです。これはいま建設大臣がおっしゃっているように、根本的に将来のこの地域はこうなるんだという想定のもとに水の要求が出なきやならない。水は天から降ってくるものでありますから、これはもう日本の場合には周期的に台風というものが、困っているときに台風が来て置いてくれるから非常にしあわせな国なんだ。けれども、それにこたえて、新しい都市をつくるためにこれが先行しなきやならない。だからそれは、具体的にいま一つの端的な例として、住宅公園がつくった家が水がないために人が入れないというふうなみつもまない姿を出さないためにも、小さな例も言いますけれども、地方の要求だけをまとめてそれを一割切らうと、これは八割削つておこうというふうな考えじゃなくて、根本的な考え方を持たなきやならない。これは川崎君

に伺いますがね、水利用というものの対する学問があるんですか。なるほど河川工学というやつは川を治め、水を流すということの学問、技術だそうですね。ありますが、利水という点を経済的な面、あるいはどうかで、経済企画庁でもかまいませんが、エキスパートがおつて、そこでそういうものをこまかく、将来の日本の国土に対する、日本の国民に対する水の供給ということを考えている部署があるんですか。そしてそれはどういう費用をもつて、経費をもつて、どういう研究をしているか。まあ安芸君なんかそれ専門にやっているように聞いておりますけれども、いま申したいした調査費とか、そういう予算づけなんかなくてやっているんじゃないかと思ふんです。その点、川崎君の仲間がどういうことをして、どういう技術的な、科学的な結論を見出そうとして努力しているか伺いたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) だいたいお話し、いわゆる水の経済学といふんですか、そういう面では、一部の先生方が、水の利用、経済的な効用、歴史的な変遷それから今後の見通し、こういうもののについて検討されておるようでございますが、非常にそういう学問といふのはどうも進んでないように思ひます。また、役所間におきまして、私もそのほうももちろんでございますが、特にそういったものを取り上げた研究といふのはいたしておりません。しかし、やはりこれだけ水資源というものが逼迫してまいりますし、その利用の關係がますます複雑になってくるわけでございします。工業用水は工業用水、農業用水は農業用水、それぞれの主張をするわけでございしますし、都市用水にしましても、いわゆる生活用水といふのはある程度の範囲が限定されておりますが、いわゆるビル用水、商業用の用水、こういうものについてどういった考え方で水を使わせるべきか、どのように水を供給する者として規制をして、今後の水資源の需給の安定をはかつていくかという点については非常に重大な問題であらうと思ひます。私も建設省なりにやはり何かの形

式をもつて今後はやっていく必要があるんじゃないかというふうなことを痛感しておるわけでございしますが、その手始めといたしまして、広域利水調査、こういうものを始めたわけでございします。今後はさらに水資源の賦存だけではなくて、広域的な合理的な管理と利用、それから需要面の実態とこれに対する誘導的な使用の方向、こういったものをさらに突き詰めて、私どもも勉強しながらやはり指導していく必要があるんじゃないかと痛感しておる次第でございます。

○田中一君 いま、建設省は総合的な水利用の調査をしているというように言いましたが、ほんとうですか。予算はどれくらい取つておるんですか。人間はどういう部署でどれくらい取つておるんですか。私は、いままでの建設省の行き方だと、地方公共団体に向かつて、おまえのほうはどうだ、おまえのほうの資料を出せと、出して、その累積がこうだということしか言つてない。日本の仕組みがそうなつておる。自治法ではっきりとその行政はそのものだとおつておるんですが、今度の新しく出た新国土総合開発にいたしまして、これは地方の現状からくるところの姿をそのまま出しておるわけなんです。将来の日本、将来の都市、将来の国土をどうするかというところにもとがなくらやならぬ。それがよくおつておるんです。よくおつておるというよりも、ないんです。個々ばらばらに、自分の地域は、自分のところは、自分の行政区域は、こういう形で計画を立てておる。もつと根本的な計画がなくちやならぬというのが、私がもう長い間主張している議論です。かつて地方的な総合開発計画がたかくさんできました。しかし、全国計画がないじゃないかと言つて、それこそずいぶん強く何年も攻めて、ようやく新しい全国、国土総合開発計画ができました。内容は何かというと、地方のものを全部集めておるわけだ。だから、たとえば道路一つにしても、自分のところから尾根に果境に持つてくる道路と向こうの道路とが違つておる道路ができる場合もある。そこで、経済企画庁に調整費というものをつくれ、お互い

に研究は知らぬ顔をして、そして調整費という制度を設けて、そういうものをつないでいくということになった。水の問題一つとらえても、自分のところで必要な水は要求する、しかしその水は、あるいはある地点の水を自分の行政区域内に導入するには、よその町あるいはよその県を迂回して来たほうが工費も安くても便利なんだ、その場合には、迂回された地域にも水を供給しながら、自分のところに持つてくるんだという方法もあるかと思ふんです。いまは水の問題は大体おさまつております。適当に降り、適当に雪が降つたんでしよう、おさまつておりますけれども、いつ水飢饉ということが地域的な現象としてあらわれるかわからない。これはどうしても経済企画庁といふ、ああした予算も何も持つてない、そこにいるところの公務員の生活費だけが持たれておるというふうなところは、これは一つのプランメーカーであり、そのプランもアイデアではないんです、よそのものを出してもらつて、それを取りまとめるということではない。そういうもので、水の問題一つとらえてみても、どこかで支障が起きるわけなんです。水の問題を治めるには、十分に日本の技術はそれにこたえられておる。水を使わぬものは何もないんです、水を必要とする産業、生活こうしたものを当然考えなければならぬ。

そこで川崎君に一つ伺ひますが、二兆六千億の下水道が完成した場合には、この下水道の完成による水の要求量といふものはどのくらいになるのか、これを伺つておきたいんです。

○政府委員(川崎精一君) 下水道の完成によります総量を私はよく把握しておりませんが、最近のいわゆる団地等の調査をいたしますと、これは日本だけではございしません、欧米各国等の資料からいきまして、大体いよめる生活用水といふのは二百リッター前後、二百から二百二十ぐらいでございます。で、その中で、いよめる水洗その他特に下水道の施設の整備に伴つてプラスして使用される量といふのは約その一割の二十リッター前

通産省がやっていますが、それをこちらに行政をとってしようというのではなしに、ところが供給面だけでダムをつくる、河川を修理するということだけが建設省の水行政になっておるようなんです、今後はいろいろ御指摘がございましたが、ひとつ十分その辺に力を尽くしたいと、前にも言ったとおりでございます。また世間には、水の研究をその方面からいたしておる研究所もあります。私はここでは申し上げませんが、先般も首都圏内においてはひとつもう少し詰めるべきだ、実は広域利水調査第一次報告を建設省も出してあります。これは河川局が独自でやったんですが、これは第一次報告であります。第二次報告はできるのか、こういうアバウト的なことじゃ、それは第一段階はいけれども、第二段階になれば、こういうアバウト的なことじゃ意味をなさないと私はこう言って、せつかくこれからやろうといたしておるのでございます。今回、このダム事業について金を借りようという問題ですが、これも金が少ないというおしかりでございましたが、初めての事業でございまして、まあ一歩前進ということでございますから、御了承を賜りたい。さらに、この際、来年等の予算につきましては十分ひとつこれについても注意したい。どうもあなたがおっしゃいましたように、これは経済企画庁を悪う言うわけじゃございませんが、やはり工業用水、農業用水、生活用水といろいろありますから、総まとめを経済企画庁でやっておる。しかし、経済企画庁というのはそういう手足を持っておりません。したがって、みんなの数字を全部集めるより手はないんです。これは経済企画庁おると悪いんですけれども、それしかないんです、現場を持っておりませんから。水の水質におきまして、一カ所も現場を持ってみずからはかかっていないんだから、わかるはずはないんですけれども、やはり行政ともなると多くの行政、そこでもって寄せ集めて、あなたが言われたとおり、みんなから引いたやつをこうして少しまけてくれと、あまり多いじゃないかと、こうやるより手はないことになっ

ておりますが、少なくとも、水と土地の関係については、建設省としては行政的にひとつ体制も考え直さなければならぬと私はさように思っております次第でございますから、どうかひとつ御協力をお願い申し上げます。

○田中一君 それじゃ、第一次報告というものはこの次に伺いますが、私はさきよはこの程度にして次回に譲ります。

○古賀四郎君 委員長はじめ先輩議員のお許しを得まして、河川法改正並びに多目的ダム法の一部改正につきまして質問をさせていただきます。

その前に、私も長い間、建設行政のうちの河川行政に携わってまいりまして、私の行政の至らなかつた点を今日の現段階でいたく反省しておりますのでございます。私も選挙で上がってきた以上は、ひとつ国民の立場に立つて、従来から建設行政、河川行政のいろんな国民から要望される点をひとつ具体的に話しながら、私の質問を進めさせていただきますと思っております。

まず、河川法の関係でございますが、まず、河川の指定の問題につきましてお伺いしたいと思っております。

河川の指定は、一級河川、二級河川と水系が指定されて、それから、政令によってその河川が指定されることになっておりますが、この政令によってその名称と区間が指定されるようになっております。今度は、省令に基づく告示にされたというようにございまして、この辺の事情をお伺いしたいと存するわけでござい

○政府委員(川崎精一君) 一、二級河川の指定につきましては、それぞれ建設大臣あるいは知事におきまして、必要なやはり改修を要するというようなところにつきましては、逐次指定を追加しているわけでございます。で、河川法が制定されます時点で、御承知のように、一級水系については建設大臣が管理すると、こういうようなことになり改正の重要な課題でございました。したが

まして、この一級水系の指定、さらに河川の指定、こういったものを一括してやはり政令でこれを指定すると、こういう手続を踏んできたわけでございます。しかし、御承知のように、一級水系も当初は十五水系でございましたが、現在では、すでに当初の目標でございます百水系をこえまして百八水系になるわけでございます。そういったところで、いわゆる水系の指定と同時に、水系内の河川指定等につきましてかなり行き渡っているわけでございます。最近におきましては、主として末端河川の延長あるいは地名地番の変更、こ

ういったきわめて事務的に類するような手続上の変更あるいは指定が多いわけでございまして、制定当時考えておりましたような、いわゆる重要な問題というのはほとんどなくなつてきているというのが実情でございます。したがって、一級水系と、こういったものにつきましては今後ともやはり政令事項として取り扱うわけでござい

けれども、河川の指定につきましては、いま申し上げましたような実態を踏まえまして、かなり現在事務量等もございまして、なるべく手続的に簡素化して、しかも臨機にそういった指定の措置がとれるというように意味で今回これを告示にしたわけでございまして、質的にはやはり関係府県の知事の意見を聞き、あるいは河川審議会の議を経るといったような、質的な問題では在来と変わりなく取り扱っていききたい、こういう趣旨でございます。

○古賀四郎君 おそらく地番とか、いろいろなことについて非常に事務が複雑になるだろうということは想定できますし、その点よくわかるわけでございますが、要するに、告示にしまして、政令にしまして、国民の利害と密接な関係がある。その告示につきまして、国民の大半がその問題を知っているかどうかということをお聞きしたいんです。そういった政令の段階において、当然政令で指定されるわけですが、また告示にされまして、違った手続にしまして、要は国民がどの区域のどこまでは河川法の適用区域で

あるということを知ることが一番大事なことでございまして、その意味でも、答弁は要りませんが、どうかひとつこの告示の効果を、告示の価値が十分発揮できるようにぜひお願いしたい。私は若干意見を異にしますけれども、利根川水系の大きな河川と小さい河川の指定をどういうぐあいに順序づけてやるかという問題もありませんが、そういった意味で、あらゆる場合に、国民がそれを知悉しているという形の告示の効果があらわれるようにぜひお願いしたい、これは御要請でございます。

そこで私は、河川の指定基準が現在どうなっているか、お伺いしたいわけですが、特に河川の追加指定、延長指定というのが私があちこち歩いてみて非常に多いと聞いています。そこで、指定河川に指定するというのは、もう河川法で示した国民経済上当然に重要な河川ということでございます。ところが、具体的に指定河川にすべき区域というところで、指定基準があるのかどうか。その指定基準がありまして具体的な教えたいただきたい。また、次に出てくる準用河川とかにして区分するかという問題もあるかと思ひます。その辺の具体的な指定の基準がありましたら、ひとつ教えていただきたい。

○政府委員(川崎精一君) 一級河川につきましては、私どものほうで、昭和四十五年に一級河川の指定基準内規、こういったようなものを設けまして、これに基づいて指定をいたしておる次第でございます。したがって、今後やはり必要なものについては、この基準に従って指定を追加していきたいと考えております。なお、二級の河川でございますけれども、これにつきましては、特に私どもは、二級河川についてはこのようにしなさいといったような基準はございません。しかし、やはり末端の河川にまいりますと、これは一級河川にしまして、二級河川にしまして、ほとんど河川の規模には変わりがないわけでござい

ますから、この一級河川の指定の内規に準じまして、二級河川を指定するに当たって十分考慮する

ようにというようにございまして、現在都道府県を指導しておるわけでございます。

なお、その一級河川の指定の内規といたしましては、第一は流域内の状況ということで、どの程度人家なり、あるいは耕地があるか、あるいは道路、鉄道、こういったような公共施設、あるいは学校、病院等の公共建築物の問題、それから地域の工場なり、団地なり、あるいは関連しておるいろいろ公共事業、こういったものの計画の有無、こういったものを流域内の状況として判断すること。それから河川の改修工事を行なう場合に、一定規模のまとまったやはり工事を行なう必要がある、あるいはそういった計画を立てる必要がある、こういった観点あるいはダムなり水門なり、そういったような管理の施設が存在しておるもの、こういったものを河川の工事の面から検討をすること。三番目には、現在の河川の使われ方

でございますが、水道なり、あるいは電気なり、そういったものに河川の流水が占用されておたり、あるいはまた、そういった計画がある。こういったものについてはこれを一級河川の指定にあつて十分考慮しなさい。最後に、その他いたしまして、砂防指定地なりあるいは地すべり防止区域、港湾区域、こういったものがござい

ます。が、こういったものとの十分関連をつけて指定をしない。大要、そういったような内規を設けまして、現在実施をいたしておる次第でございます。

○古賀四郎君 まあ、指定河川という制度は、現行河川法の一つのあれでございまして、河川の趣旨から言いますと、一級水系は一級水系として管理していくというたてまえでござい

ます。そういう意味でございまして、指定河川の延長というのは、できるだけ法的な管理の中に入れて、管理の必要なものは入れていくという立場のものであらうと思ひます。指定河川の数及び延長等につきましては、昨日、建設省から資料をいただきました。ところが、だんだんと指定河川の量を増加されておまして、非常にけっこうな話だと思

います、なお、昨今の災害を見ても、普通河川の災害がかなり大きくなっておりまして、けさほど資料をもらいましたが、全災害の一九％が市町村河川災害である、もちろん道路が少し含まれておりますが、市町村災害である。これは普通河川災害でございます。そういったことはもちろん市町村財政の中で負担をしますし、当然管理すべき性格のものであらうかと思ひます。そういった河川がまだたくさんあると、そうすると、河川の追加指定と、区域延長というような問題が今後たくさん起きてくるであらうと思ひますが、財政等の関連で、私は追加指定が県当局の財政の問題、あるいは国の財政の問題等におきまして、指定をしたら管理をしなければいけないということ、なかなか指定を済んでいるという向きもあるかと思ひます。しかし、私は、指定という意義はまだほかにもあると思ひます。この河川をりっぱに管理するために、あらかじめ将来の治水、利水問題も含めまして、河川の計画を立てて、その面で管理をしていくという、そういった管理の原則を、その指定区域に立てておくと、これが河川管理の全きを期する一つの大きな理由であらうと思ひます。工事をやらなければいかんという問題もたくさんございまして、そういった管理の基本的な問題をまずきめておくということが必要であらうかと思ひますので、どうか、そういった面におきまして、この指定河川の追加という問題は、非常に重要な問題であらうかと思ひます。そういった点をぜひ御認識願つて、事前に河川の指定をやつて、管理の原則を立てておくというところに御着目願ひたいと要請する次第でございます。時間がありませんので、要請の形でお話します。

それから、また指定河川の管理の問題でございますが、関係行政機関がたくさんございまして、たとえば、港湾、農地、土地改良、砂防等、区域の問題あるいは工事等の問題についていろいろございします。そこで、これらの問題につきましましては、ひとつ十分関係各省と打ち合わせていただきますし

て、十分な管理に対する基準を定めていただきます。今後これらの処理に当たつて、具体的に国民が困らないような形、これはどこでやるのかからぬようなことでは非常に困ります。そういった意味で、この指定河川の管理の問題につきましまして、国民が納得いくような形で、ひとつ具体的な基準を示して、それを知らせてもらふということが必要であらうと思ひます。具体的な事例は私は承知いたしておりますけれども、ここでは申し上げないで、要請にとどめます。特に、私は最近非常に問題になつてゐる都市内河川の問題でございますが、この指定とやはり下水道の問題、こういった問題が非常に問題であらうかと思ひます。この前の質問で、私、治水五カ年計画の質問のときに、その問題をお尋ねいたしましたことが、たゞいま河川局と鋭意協議中であるということでございますので、それらの進展の状況と、どういうぐあいな基準で、これは下水道として処理していきたいというふうなことで、具体的にきまつておるのかどうか。それから、さらにそういったことをきめることによりまして、次の五カ年計画にどういうぐあいにそれらの問題を反映してくるか、基礎資料となるわけでございます。そういった特に急がれる下水問題、それらの河川の問題につきましまして、具体的な協議がなされているのかどうか、その協議の内容をお漏らし願ひたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) いわゆる河川法以外の河川につきましまして、現在集計をほぼ取りまとめ中でございますが、それから見ますと、約二十万キロメートルの河川以外のいわゆる普通河川と称するものがあるようでございます。その中でやはり特に問題の多いのは、都市部のスプロール化している地域の河川、しかも、これが下水道とまたいろいろ関連を持つてございします。やはり都市内の治水環境という面から見ますと、これは下水道といわず、河川といわず、同じ趣旨を持つておるものでございしますから、当然やはり調整をする必要がございます。そういった点で人的にも、私ども

ものほうと都市局とでいろいろ交流を申し合はしまして、できるだけそういった排水面の問題について今後とも調整をはかつていきたいというふうなことで、今後は都市計画の中にもそれぞれの総合排水計画を立てる、その中で、そういったものの整理統合もしていこうじゃないかというふうに考えておるわけでございます。で、現在私どももいたしましては、直ちに全国の都市のそういった問題を掘り下げて検討するということは、ちよつと時間なり人的にも無理がございしますので、当面は埼玉の一部、それから大阪府におきましては、これは古川の流域、こういったところをモデル的に取り上げまして、そこで具体的などういふ問題があるか、どのように調整すべきかというふうなことに ついて、これを明らかにした上で、今後の都市の総合排水計画の一つの方向を出したい、そういった意味で、できるだけこれを早急に実施するために、現在担当間でいろいろ勉強し、協議をしておるというのが実情でございます。

○古賀豊四郎君 私は、いまの答弁ではどうもわかつたようなわからぬような感じがいたしますけれども、要するに、どういふ方法によれば、たとえばその都市内の排水が助けられるかという国民の要請があるわけですか。ところが、その普通河川の対策が、河川とか下水とかでいろいろの議論がなされて、なかなかきまらないと私は非常に困るだらうと思ふ。そこで、いま一番必要なのは、先ほど田中先生も言われましたように、下水の排水の問題は非常に大事である。そういった観点から私、こういう問題も、取り上げやすいほうで取り上げるといふ形じゃなくて、むしろこの河川は河川として処理すべき川である、あるいはこれは下水として処理しても差しつかえない川であるというふうな区分がおのずと立つたのだらうと思ひます。そういった意味で、それぞれの責任を分担して、やはり都市排水なり、それらの問題を詰めておくという問題があるかと思ひます。したがうまして、私は、これを全国に及ぼすという考え方も、モデルをとつてやるといふ考え方もあらうけ

れども、とりあえず、やっぱり行政の及ぶことをすみやかにするために、私は、きめておくというひとつの手であらうという気がいたします。それは、県行政の中できめて、それを認可していくという立場もありましようし、いろいろありますので、ひとつその辺を具体的に早急にきめていただくということが、今後の下水道行政を進めるにしまして、河川行政を進めるにしまして、も必要であらうと思ふ。やはり国民は早くそういったことを知つて、どうしたらわが町を助けられるかというのを考えているわけですから、その辺の国民の考え方も十分ひとつ皆さんの御納得をしていただきますと念願する次第であります。

そこで、河川の区域につきましましていろいろありますが、まだそのほかにたとえば河口の出たところの海面の問題がございします。海面の埋め立ての工事が社会経済の発展とともに非常に多くなつております。そうしますと、海面を埋めるといふような現象が生じてきます。あるいは高潮対策の問題からも、あるいは治水上の問題からもいろいろ問題が出てまいります。そこで海面に対する問題につきましましては、従来からいろいろと港湾当局あるいは関係当局と打ち合わせてまいつたわけですが、これにつきましても、ひとつ具体的な基準を設けて、ケース・バイ・ケースという実例もあるかと思ひますが、技術的な問題はケース・バイ・ケースでもよからうと思ひますが、一般的原則くらい確立して、その原則に従つてやつていくというふうな、これはもう埋め立ては不可能であるとか、いろいろの問題がわかれれば……そういったことがわからないために、いたずらに申請をしても、埋め立てを許可してもらいたくないというふうなものを持つてこられる。だから、行政の行き方としては、やはりやつていけないものはあくまでやつていけない、そこをはつきりしておくこと、私は必要であらうと思ひます。そういった意味で、この区域をきめたり、取り扱ひの方法をきめたりするということは、一つの大きな

指針として大事だろと思うわけでございます。これは要請をいたしておきます。

そこで私は、先ほど申し上げましたように、河川の事業は公共事業中の公共事業と言われております。それで国がやはり河川については全責任を持って処理するというような考え方が大事であるかと思ひます。もちろん財政の問題とかいろいろ問題がありまして、その責任を全部負えるかどうかということは別として、原則的にはやはり国の立場でこの河川の事業を進めていくということが必要だろと思ひます。そこで河川の指定の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、普通河川の災害が八百八億のうちの百二十六億という大きな災害でございます。この災害には当然町の負担もつきます。また、それらの上流普通河川地域には水の利用の問題もございまして、それから水施設をつくらなくちゃいかぬという理由も発生する可能性もございまして、また、先ほどの災害の關係を見ても、生活の安定のためにも、ぜひ私はこれらの問題を、河川の指定をして、具体的に管理をあるいは工事をしていくという考え方が必要であらうかと思ひます。これは水系一貫の原則からいきまして、私は当然のことだと思ひますし、また、先ほど申し上げましたように、河川の指定を希望する県でも、県の財政等の關係で指定がなされていないという場面がたくさんございまして、具体的に一々事例をあげるわけにはまいりませんけれども、これは災害のたびに言われております。川内川の災害を見ましても、その災害の大半が上流の普通河川部分に起こっているというところでございまして、これらの問題を含めて、やはり今後私は、財政的な措置の努力も当然でございますが、河川指定をやるということにおきまして、河川管理の基本をきめるという意味合いにおきまして、積極的にひとつ行なわれる必要があるかと思ひますが、この点につきましても、河川局長、建設大臣の御所見を伺いたしたいと思います。

○政府委員(川崎精一君) お手元に提出しております

ます資料でもおわかりのように、大体最近の年間約二千キロぐらい新しく河川の延長が増加しております。そういったことで、私も、計画的に、あるいは大規模の改修工事を行なう必要がある、あるいは管理が必要である、こういったものにつきましても、今後やはり積極的に河川指定をしていきたいと考えておる次第でございます。なお、そういった河川以外でも、いろいろ地域の治水環境、先ほどお話のございました下水道との關係等もございまして、そういった点で、やはり通常の維持管理が必要だと、こういったものにつきましても、ぜひ準用河川の指定の制度を今回企図いたしておるわけでございまして、そういった意味で、いわゆる河川というものが全部管理の網に入るといふようなことで、下水道との区分につきましても、現在その基準等についても検討いたしておりますので、早速その管理の分担等も明らかになると思ひます。そういったことも合わせまして、できるだけ適正な管理をしていきたいと考えておる次第でございます。なお現在でも災害等……。

○古賀雷四郎君 簡単に。
○政府委員(川崎精一君) なお、財政等の問題もいろいろございまして、これにつきましては、単に補助だけではなくて、自治省等とも協議をいたしましていろいろ市町村の財政負担の軽減といったような方向で努力したいと考えておる次第でございます。

○國務大臣(西村英一君) 河川局長もだいぶ言っておりますが、古賀さんは専門家でございまして、私の見た感じでは、いままでの事故ではいわゆる中小河川といふものが非常に多い悪いわけで、直轄の部分の被害の十倍ぐらいでしょう。非常に悪いのです。悪いのは悪い理由があるのです。どうも直轄区間に当然すべきところが直轄区間の指定が少いのです。一級水系……、水系主義といふべきけれども、水系主義になつていない。たとえば何々水系と、水系主義といふのは大河川ではよくわからない。水系主義というのは、大河川で

あれば、大部分のところは一級河川であればいいと思うのです。大臣管理の川はちよびつとで、あとは知事管理になつていくのが多いのです。これは一貫性が無いのはどういうわけか。水系主義というけれども、私は水系主義になつていないような感じがする。したがって、もう少し大臣管理のところをふやすように、知事ではなかなかやれませんが、ことに市町村にはやれないのです。それから事故が直轄部分の十倍も起るのです。だから、むずかしいところはやはりもう少し直轄を延ばさぬと私はいかぬと思ひます。ちよつと長くならしますが、あなたもそう感ずるのじゃないかと思ひます。

それから市町村の管理のところは、もう少し市町村が、これは金をやらないから、補助金がないからそうかもしれないが、もう少し河川に興味を持つていかなきゃいかぬ。河川を愛さなきゃいかぬ。都市に水があり、河川があるということはいへんな資源です。それをいまはもう河川の川の水にのみかかるとして、河川には興味がない。道路には興味があるけれども、河川には興味がない。非常に私はそういう事故を見てつくづく思うのです。したがって、今度はそういうふうないわゆる法定外河川、こういうようなものはひとつ十分気をつけなければいけない。それには市町村の財政について、やはり何らかの援助を国家がするということ方法をやらなければいかぬと私は思つておるのです。あなた方御存じの中小河川におきまして中州とか寄り州は全然はたらかして。あれを市町村でもって整理しようといつたって整理ができるはずはありません。補助金をうんとやらなければ絶対にそれは整理はできません。河川の幅は相当に広くても半分以上は全部草が生えているじゃないですか。それは建設省が悪いのですよ。私は、したがって、補助の対象にせよと、大蔵省が反対するならば大蔵省に私は行くつもりです。河川局長にも私はいつもそう言っているのですから、ひとつそ

ういう意味で一生涯懸命やりたいと思つております。

○古賀雷四郎君 非常に大臣の前向きなことばを伺つてたいへん心強く思ひました。大臣は特に四十二年の大災害のときに現状視察されましたよくその実情は御存じだと思ひます。ひとつそういう点はぜひ法定河川にして管理を確実にするなり工事をするなり、そういった施策を進めていただきたいとお願いいたしております。

そこで、今度新しく準用河川制度というものが設けられました。この準用河川制度は河川法を準用するということでございまして、これは一級河川の端末部分の普通河川部分を準用河川にするとかあるいは二級河川の端末部分を準用河川にするというようにございまして、まあ先ほど申し上げましたように、この準用河川と指定河川というのとはうらはらの關係にある、特に私は一級河川……、水系一貫主義という問題は、この河川法を貫く精神でございまして、水源から河口に至るまで一級河川にする、これは私は河川法がいいとか悪いとかという議論ではなくて、昔の河川法をある人はこう評しております。昔の河川法を讀むと、せせらぎの音がする、これは実際私は河川になじむ法律であつたかと思ひますが、水系一貫主義で定められて何かぐしゃぐしゃしたような感じがするといふ人もおります。まあそれは善悪は別といたしまして、水系一貫が法で定められた以上はやはり準用河川という制度はたして法になじむのかどうかという問題は私は疑問を持っています。もちろん、管理の必要があるから準用河川にするわけですから、河川法の準用河川にするわけでございます。したがって、私は、これは管理すべき河川ならば当然指定河川区域に入れる、あるいは一級河川区域に入れる、あるいは二級河川区域に入れるということによって管理の充実を期していかなきゃいかぬ、私つくづく思うわけですが、私は、準用河川制度をこういふぐあいに理解して非常に高く評価して

おります。もちろん国の財源も限りがあります。なかなかおそれとできないということもわかります。それから、管理体制そのものにしまして、市町村の管理体制では不十分である。技術屋が要る、ただやるだけじゃいかぬ、そんなことじゃ河川の管理はできません。そういった意味で、河川制度をつくりまして、そこで私はこれは普通河川、二級河川の指定区間にすべきかどうかということを検討する、そういった問題も含めてその間管理を強化していく。もしも河川の指定区間にする必要があるならば、当然そういった段階において検討をなされてやるべきだと私は思います。もちろん、財政的な援助の問題も当然必要でございます。そこで、災害の実態やいろいろな点から私は当然河川というよりも法定河川にするということが必要であらうかと思いますが、この準用河川はたまたま管理はまあわずかな管理をやるようなことというところでございまして、先ほど申し上げましたように、災害復旧工事も管理の一部と考えますと、百二十六億という大きな市町村の災害がございまして、そこで、この辺の関係を十分整理していただきまして、やはり私は準用河川制度というのは、その水系一貫主義にのっとった制度の一つのいわゆる河川の指定に伴う、卵と鶏の関係だということになるぐるぐる回りのじゃなくて、卵から鶏になるのだという関係のものだというぐあいな理解をいたしたいというふうに考えておりますが、その点、河川局長いかがですか。

○政府委員(川崎精一君) 今回、準用河川の制度を開きましたのは、在来から河川法におきまして水系一貫主義をとっておるわけでございますが、しかし一方では、そういった一つの改修計画の影響が上下流に及ぶ、こういったようないわゆる水系全体に影響がなとも、地域的には非常に治水環境の上で非常に限られた範囲でかなりの関係を市町村等の地元を持つ、こういった河川につきましてこれがいわゆる不法占拠されたり、あるいはまあいろいろなもの、汚物その他を投棄され

る、こういったような通常の管理が十分でなかったために、その地域の治水環境を悪くするといったようなやはり地域的な面もつけ加えまさんと、河川全体としてうまい管理ができないのじやないかというようなことで、準用河川の制度を企図したわけでございまして、お話しのようにやはりそれぞれの河川によりましては、当然また災害あるいは一貫した改修計画のもとに改修工事を行なわなくちゃいけない、こういったものもございまして、そういったものはやはりほとんど河川に指定をしていくということは当然のことかと存じます。

○古賀雷四郎君 ところで私は、準用河川の指定の問題ですが、先ほどの県の河川指定と同じように、市町村がこの河川管理の費用負担をしなきゃいかぬということになると、指定ができるのかどうかというのを非常に心配している。特に過疎地帯におけるところの河川というものは、準用河川にした場合に、ほんとうに責任を持って市町村が管理できるのかどうか。この点について非常に私は疑問を持っております。その管理ができないために、先ほど申し上げたように、百二十七億という私は災害が起きているというふうに理解いたしているわけですが、したがって、先ほど申し上げました管理の原則を立てるために、準用河川にすることは非常に必要でございまして、また、その準用河川がもしも改修を要するとなれば、その改修計画をあらかじめ立てて、それによって管理をしていくというような考え方が必要であらう、そういった意味を含めまして、私は準用河川制度というのはこの際必要であらうと思っております。さらに前進すれば、一級河川のあるいは水系主義をとっていくという管理方式のほうがよりベターであるというふうに理解いたしております。そこで、非常に準用河川の指定を市町村がやらないんじやないかというようなことは、これは費用の問題と関連してくるわけですが、従来から普通河川につきましては財源対策は交付税で見えておられま

す。

そこで、自治省にお聞きしたいのですが、現在の普通河川に対する交付税の状況一つ、それからまたどのような算出根拠でやっておられるか、そういったことを私はお聞きしたいと思っております。

○説明員(潮田康夫君) お答え申し上げます。

御承知のとおり、普通河川につきましては、現在のところ、法適用河川のように河川現況台帳というものに基きますところの客観的な延長の数字というものがございまして、したがって、交付税を計算いたします場合にはどうして客観的な統計資料であるか、あるいは法律の制度に基きました数値というものを採用して計算をいたしませんと、そこにいろいろの問題がございまして、そういう一つの要請がございまして、私どもも絶えず研究努力をいたしておるわけでありまして、市町村が一応包括的に申ししますか、一般的な管理をいたしますいわゆる普通河川につきましては、やはりかなりの財政需要がございまして、その各市町村ごとの算定につきましては、まあ改善の策と申しますか、その市町村の面積というものをとりまして計算をさせていただきます、その他諸費という行政項目で、面積を指標にとりまして、その経常経費とそれから投資的経費と、両方とも計算させていただきます。これはやはりその算定の基礎となります。経費がどれだけの必要として算入するかどうかという問題につきましては、これは現実的に市町村が過去決算で金の支出をいたしておりますから、そういうものを決算上分析をいたしまして、一般的な河川維持修繕費、水防費、そういうような経常的な経費とそれから河川の建設事業というものと両方に分けまして、そうして面積に従って算入をさせていただきます。面積につきましても、非常に住居が込んでおりますところの人口集中地区の面積の部分の流れる川もありますし、あるいは

はまたあまり、経費がいろいろ要すると思ひますけれども、それに比較して、まあ割り安な感じ

で用が済むのじやないかと思われまます。ような地域、田畑、そういうところを流れておる河川もございまして、そこで、その面積を一律にとるわけにはまいりませんので、面積につきましては、田畑と宅地とその他原野というような種類によって補正をいたします。ことに最近では都市河川の需要が激増しておるようには見受けておりますので、人口の都市集中地区の面積は統計上とれますので、そういうところの面積を割り増しをいたしますとか、そういうような算定をいたしたいというところで努力をいたしております。それで、しからばどのくらい金を入れているのかということになるのかと思ひますけれども、それは、経常、投資合わせまして、四十六年度は地方団体に算入をさせていただきます必要が百三十五億でございまして、四十七年度は、ただいまのところ、もちろんこれは八月算定で実際の数字が出てまいりませんと正確な数字はわからないわけでありまして、大体その三割くらいの増で百七十億くらい算入をさせていただきます、こういうふうに計算をいたしております。なおこれは、ですから普通河川、いま問題になっております準用河川を含めまして、そういう河川の延長というものが河川現況台帳のような制度に乗っかって数値が各市町村ごとに的確に把握できる、したがって、それに応じて地方団体の財政需要がかなりの額に一般的になってまいります。そういうことになつてまいりますと、都道府県の場合と同じように、やはり河川の延長というものを指標にとれると思ひますけれども、現段階ではなかなかそこまでいってない、そういうことでござい

○古賀雷四郎君 百七十億は、市町村が河川をたくさん持っている場合には、ごくわずかの金になるだろうと思ひます。そこで、これだけの金で期待できるかどうかということ、私は非常に期待

できないのじゃないかと思うわけでございます。その証拠には、災害が起きておるといふ如き現実的な例がございまして。そこで私は、面積で交付税の根拠にするというのは、資料がないから面積でやるんだということでございます。そこで私は、河川局にお伺いしたいのですが、大体普通河川の実態とか、また、今後準用河川にしようという実態がおわかりになっておるのかどうか、いや、話を聞いてみると、なかなかわかってないというふうなお話です。――答弁は要りません。そこで私は、もしも準用河川と普通河川の延長がわかったら、自治省はひとつ延長で交付税を出すようなことを、具体的な根拠に基づいてやりたいというふうな御趣旨の御答弁だと私は理解している。そういう意味で、河川局としまして河川台帳等に応じてその問題を処理される考えがあるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 私どものほうでも四十七年度に間は合算するいろいろな努力をいたしておりましたが、相当膨大な作業量でございましたので、現在ようやく集計を概略終わったという段階でございます。昨年の十月時点で、各都道府県の協力を得て一斉調査を行なったわけでございますが、その結果によりますと、いわゆる河川法以外の河川、これもまあ一定の基準を設けた規模以上のものを調査いたしておりますが、その総数が約十二万四千河川、延長にいたしますと約十九万四千キロ程度になっております。これのうち、さらに管理上必要だということで準用河川にすべきもの、それからそのまま普通河川として残るもの、いろいろまた各自自治体で仕分けがあるかと思ひますが、準用河川に指定されるものにつきましては、私も自治省とも十分協議をいたしまして、市町村の財政面の負担の軽減という方向で努力をいたしたいと考えております。

○古賀四郎君 そこで私、大蔵省にお伺いしたいのですが、大蔵省としては、ただいま議論のやりとりの中でこういった問題が議論されましたが、最近の普通河川の状態あるいは最近の、たと

えば都市周辺における団地の形成とかいふようなことによりまして、普通河川が非常にいろんな問題があるという実態。それから、先ほど申し上げました災害の実態等を考えられまして、ただいま申し上げたことにつきましてひとつ、御答弁はききうは主計官のおいでになっておりますから、これはむしろ主計官のほうだろうと思ひます。交付税課長がこう言ったことについてどういうふうな考えでいらっしゃるのか的確な御答弁をうかがいたいと思ひますが、大蔵省のお考えがあればひとつお伺いしたいと思ひます。

○説明員(藤井直樹君) 最近の普通河川の状況その他についていろいろ検討された結果、今回の準用河川の制度ができていくわけでございますが、この準用河川は、普通河川のうちから特に通常の維持管理を非常に的確に行なうということからこれを選定しているわけでございまして、この管理自体には改良工事というふうなものは入っておりません。まあこういう改良工事で大規模なものが必要になった場合には、また別途法河川というふうなことを検討する余地もあるかと思ひます。この維持管理につきましては、私もとしましてはやはりこういう基本的な経費についてはやはり地方団体の財源、いま自治省のほうから御説明がありましたような地方交付税上これを需要に算定していくという方向で見ていただいたほうがいいんではないかと、まあそういうふうな考えでおります。

○古賀四郎君 この次の予定がございまして時間がございません。

そこで私は、このくらいで質問を一応終わりたいと思ひますが、あと水の問題等につきまして若干後日委員長に時間を与えていただければありがたいと思ひます。

たいへんぶしつけな質問でまことに申しわけなく存じておりますが、どうぞ国民の立場に立ってひとつ皆さんが行政を進めていただきたいし、また、行政に非常に不明確な点が多いわけでございまして、私も河川行政に長らく携わって、非常に不

明確なために国民に不便をかけた実例がたくさんございます。非常にたゞいま恥じ入っているわけでございますが、どうかそういうことのないよう行政の区分を明らかにして、はっきりして、国民を指導していただきますように心からお願ひしまして、本日の質問は終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○委員長(小林武君) 本案に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(小林武君) 下水道事業センター法案(衆議院送付)を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は御発言をお願いします。――別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御意見もなければ、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

下水道事業センター法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○山内一郎君 私は、ただいま可決されました下水道事業センター法案に対し各派を代表して附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

下水道事業センター法案に対する附帯決議(案)

政府は、都市における生活環境の悪化に対処して、下水道事業を緊急に推進するため、

左記事項について特段の措置を講ずべきである。

一、水質保全を効果的に行なうため、二以上の都府県に關連する大規模な流域下水道事業を、国等が行なうことについて検討すること。

一、地方公共団体に対する補助率の引き上げ、補助対象範囲の拡大等に努めること。

一、下水道事業センターにおける技術開発及び技術者養成の実効をあげるため、補助金の増額等について特に考慮すること。

一、下水道事業センター職員等の給与等の支給基準の承認にあつては、正常な労使関係の慣行が保たれるよう十分配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛成くださいますようお願いをいたします。

○委員長(小林武君) ただいま山内君より提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に対し賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武君) 全会一致と認めます。よって、山内君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、西村建設大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。西村建設大臣。

○國務大臣(西村英一君) ただいまの附帯決議につきましましては、政府としては、今後の運用に万全を期して皆さま方の御期待に沿うように努力するつもりでございます。

○委員長(小林武君) なお、審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

昭和四十七年六月三日印刷

昭和四十七年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局